

同居対応リフォームに関するアンケート調査について

1. 調査の内容

同居対応リフォームの実施状況を把握するため、以下のA～Eの項目について調査を実施。各項目の詳細については、「同居対応リフォームに関するアンケート」（別紙1）を参照。

- A. 同居対応リフォームを行った理由や居住者について
- B. 今回のリフォーム工事を行った住宅について
- C. 今回のリフォーム工事の時期・内容について
- D. 今回のリフォーム工事の契約額・資金内訳等について
- E. 同居対応リフォームに関する補助金・減税制度について

2. 調査の方法

- 施主が別紙1の調査事項について、インターネット又は郵送により回答。
- 個々の施主に対する本調査の周知・協力依頼は、「同居対応リフォームに関するアンケートの実施フロー」（別紙2）に記載のとおりの流れで実施。

3. 日本建築士事務所協会連合会、各都道府県の建築士事務所協会、及び会員の建築士事務所への依頼事項

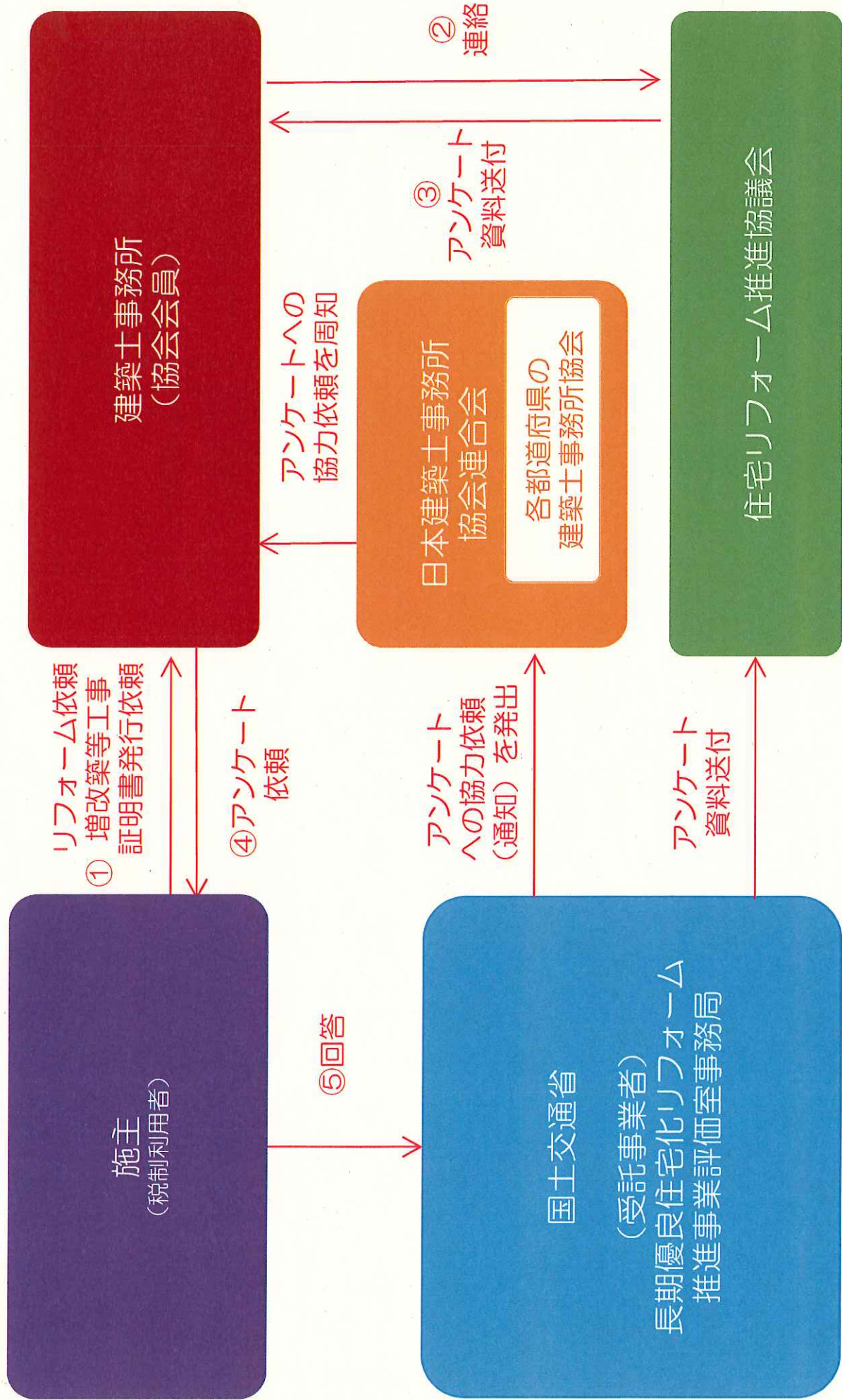
- 日本建築士事務所協会連合会及び各都道府県の建築士事務所協会においては、会員の建築士事務所に対して、「同居対応リフォームに関するアンケート配布のお願い」（別紙3）をメール等で送付するなどにより、調査への協力依頼を周知。

※必要に応じて、以下の資料を活用。

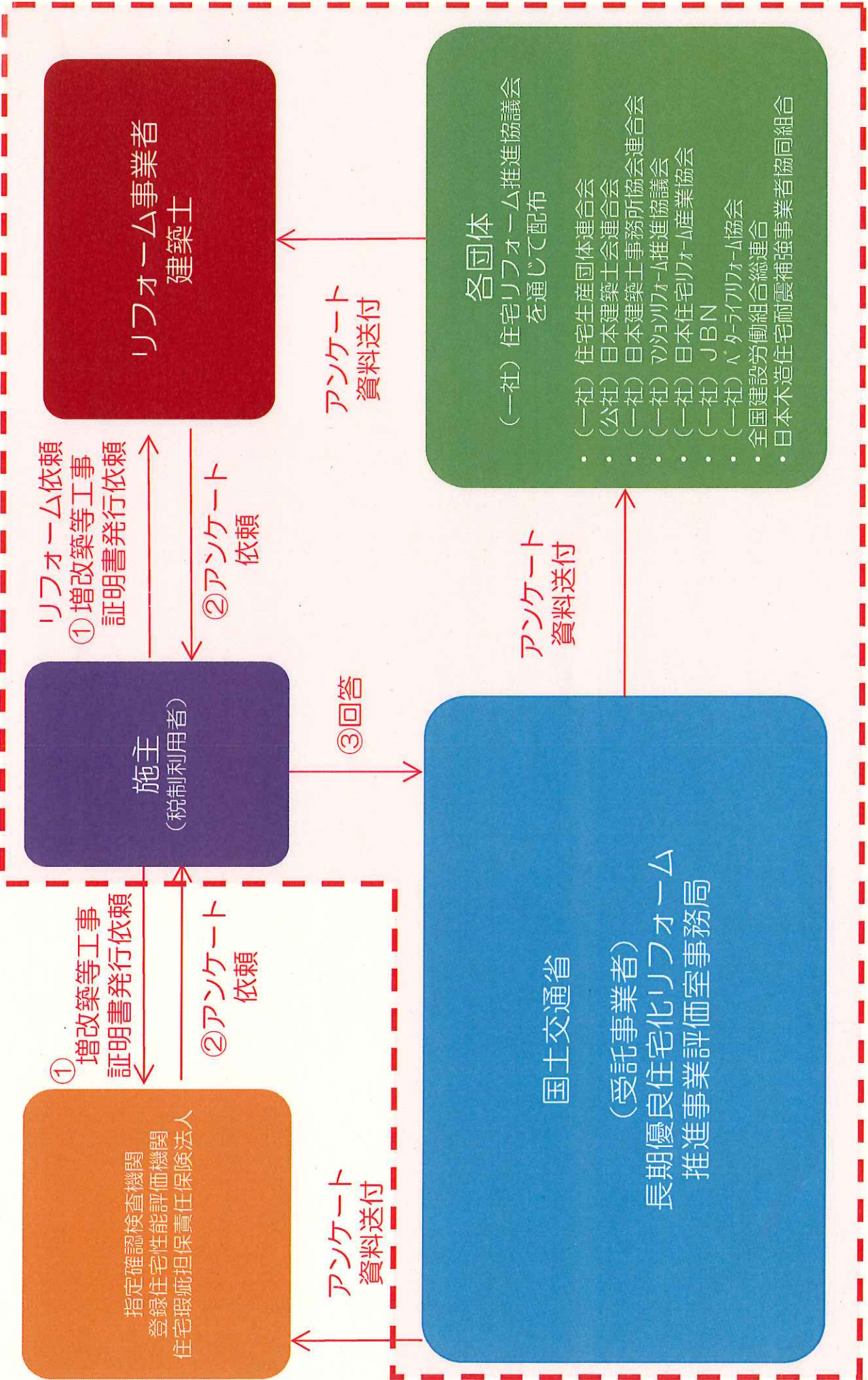
- ・「同居対応リフォームに関するアンケート」（別紙1）
- ・「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」（別紙4）
- 建築士事務所においては、以下の対象者から、同居対応リフォームの設計依頼や、「増改築等工事証明書」の発行依頼を受けた際、住宅リフォーム推進協議会（chiiki@j-reform.com）にメールにて連絡。

【対象者】平成27年10月から平成29年3月までの間に同居対応リフォームの施工が完了し、かつ当該リフォームに係る所得税の減税制度の申請を検討している施主  
⇒ 住宅リフォーム推進協議会より、建築士事務所に対して、以下の資料を送付し、建築士事務所は施主に当該資料を配布。

- ・「同居対応リフォームに関するアンケート」（別紙1）
- ・「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」（別紙4）
- ・返信用封筒



(詳細版)



各都道府県の建築士事務所協会会員の皆様

国土交通省住宅局住宅生産課

### 同居対応リフォームに関するアンケート配布のお願い

国土交通省住宅局住宅生産課(受託事業者:長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局)では、同居対応リフォームの実施状況を把握するため、同居対応リフォームに関するアンケート調査を実施しております。

調査は、施主が回答する形式となっております。下記の対象者から同居対応リフォームの設計依頼や、「増改築等工事証明書」の発行依頼を受けた際は、下記連絡先(住宅リフォーム推進協議会)までご連絡いただき、住宅リフォーム推進協議会より送付する下記資料を、当該対象者にお渡しいただきますようお願い致します。

調査結果については、同居対応リフォームの実施状況を把握する以外の目的で使用することは、一切ありません。また、本調査への回答は、減税制度を受けるための条件ではありません。

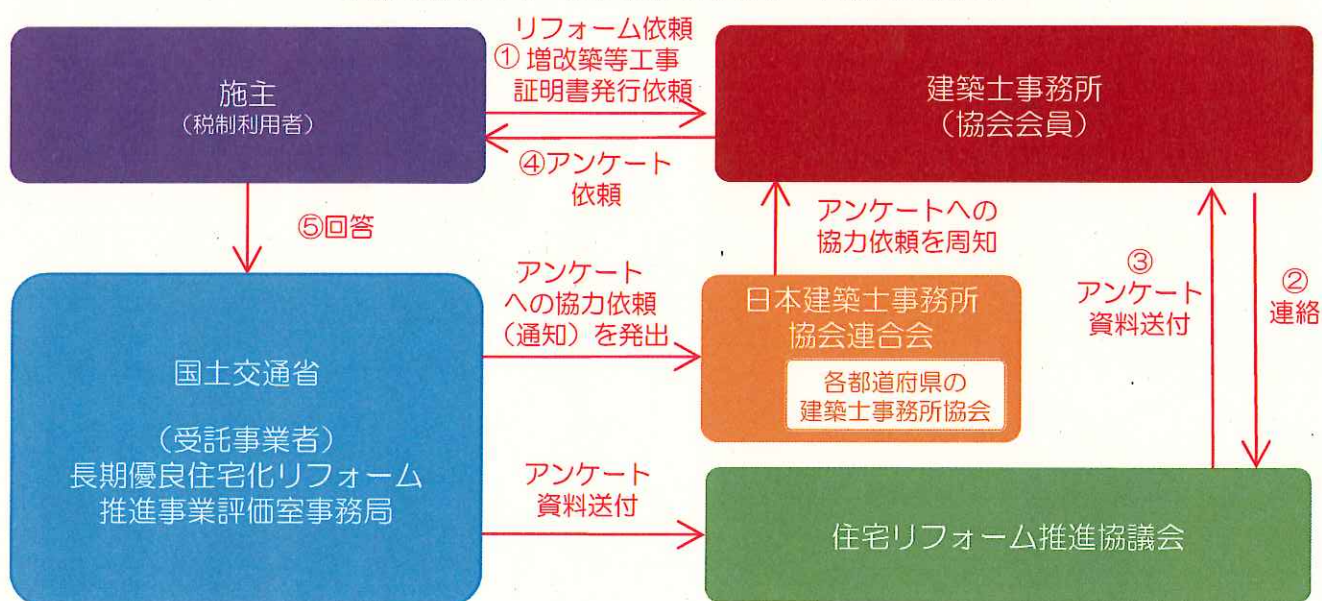
以上、調査の趣旨をご理解頂き、調査にご協力くださいますよう、宜しくお願い致します。

なお、別途、補助事業に関し、同様の調査協力依頼が、長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局を通じて行われる可能性があります。

#### 記

- 1. 対象者 ・平成27年10月から平成29年3月までの間に同居対応リフォームの施工が完了し、かつ当該リフォームに係る所得税の減税制度の申請を検討している方
- 2. 連絡先 ・(一社)住宅リフォーム推進協議会 E-Mail: chiiki@j-reform.com  
TEL:03-3556-5430 FAX:03-3261-7730
- 3. 資料 ・「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」(A4版1枚)  
・「同居対応リフォームに関するアンケート」(調査票本体)(A3版両面印刷1枚)  
・返信用封筒(1枚)

#### <同居対応リフォームに関するアンケート調査の流れ>



(アンケートの趣旨等に関するお問い合わせ先)  
 国土交通省 住宅局住宅生産課 藤原  
 TEL : 03-5253-8111 (内線39-434)

(アンケートの回答方法等に関するお問い合わせ先)  
 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局  
 TEL : 03-5805-0522 FAX : 03-5805-0533  
 E-mail : chousa@choki-reform.com